

収去検査結果の概要(令和5年7月～9月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	27	27	-
無加熱摂取冷凍食品	1	1	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4	4	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	37	37	-
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	311	311	-
乳製品	-	-	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	18	18	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	22	22	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	129	129	-
菓子類	20	20	-
清涼飲料水	7	7	-
酒精飲料	3	3	-
氷雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	7	7	-
その他の食品	8	8	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	2	2	-
合計	596	596	-

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。